近畿地方建設局 道　路　部
配　布　資　料

配布日時	平成１２年 ５ 月 ９ 日１４時

件　　　　名	近畿地建道路トンネル補修検討委員会第３回委員会議事録について

取　　　　扱	――――――

配　布　場　所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ

問い合わせ	近畿地方建設局　道路部　道路管理課 課長補佐　加藤俊昌 TEL:（代表）06−6942−1141［内線4412］ （直通）06−6941−2500

近畿地建道路トンネル補修検討委員会
第３回委員会議事録

１．日　時：平成１２年４月２８日（金）１４：００～１６：００

２．場　所：大阪キャッスルホテル　７階　「オシドリ千鳥の間」
大阪市中央区天満橋京町１番１号（TEL:06-6942-2401）

３．出席者：委員会：大西有三委員長
小林和夫委員・荒井克彦委員・佐野正道委員（代理：大井道路調査官）
竹田良邦委員

４．要　旨：（１）定期点検（案）について

①点検員の資格化については、点検結果の個人差を少なくする上で、かなりしっかりした認定制度にすべきだが、国家資格となると法改正やＷＴＯの関税障壁問題もあり、具体化には十分検討すべきとの意見があった。

②点検員の資格化における「点検技術講習会」において、技術の習熟化を図るため、机上講義だけでなく現地での実技指導も行うべきとの意見があった。

③定期点検の頻度において、建設終了時までに行う初回点検は、施工検査の中で組み込むことも検討すべきとの意見があった。

④定期点検の頻度において、トンネル建設後から１年程度で岩盤の安定と覆工コンクリートの乾燥収縮によるクラック発現が落ち着くことから、トンネル建設後１年程度を目安に２回目点検を行うべきとの意見があった。

⑤定期点検の判定において、標準調査・詳細調査での判定に使用する３Ａ・２Ａ・Ａ・Ｂと区別するため、ａ・ｂ・ｓの小文字としているが、発音は同じであり、別表示にしてはとの意見があった。

⑥定期点検で行う内容に対して、標準調査Ａの内容に重複がみられるため、詳細な記述するようにとの意見があった。

⑦定期点検の方法において、新技術を用いた点検についても検討すべきとの意見があった。

（２）判定基準（案）について

①判定区分を「構造的な変状」と「非構造的な変状」に分けることはよいが、「非構造的な変状」が「第三者被害を及ぼす変状」を意図する言葉であれば、分かりにくいので再検討するようにとの意見があった。

②ひび割れに対する判定で、「進行性がある場合」とは、現地においてどのような状態の時に適用を示すのか、分かり易く定義すべきとの意見があった。

③判定区分を６段階に分類しているが、現場では判定が難しくなり困ることが予測されるため、実際に点検を行う人の意見も踏まえ、現場で容易に判定でき、かつ安全側に作用するべく４段階程度に再検討するようにとの意見があった。

④トンネル全体の判定は、各スパン毎の判定区分値から最上位を用いることが、状態把や補修判断の観点からも良いのではとの意見があった。

（３）変状原因推定と主な調査工・対策工について

①推定フローについて、現場ではフロー線のとおりしか選択しなく、後の補修対策に問題が生じる可能性もあることから、十分検討するようにとの意見があった。

②推定フローの「推定される主な原因」に、「構造断面に起因するもの」の項目追記を検討するようにとの意見があった。

③変状別調査工・対策工表について、事象欄に「つらら」を推定される原因欄にフローで記述されている「環境変化に起因するもの」の項目追記を検討するようにとの意見があった。

④先般、行った点検結果が、推定フローでうまく反映されるかの照査を行うようにとの意見があった。

（４）カルテ（案）、データベース骨子（案）について

①カルテに記入するの変状スケッチ図及び写真には、スケール入れて数値データ的に取り扱える方法が良いとの意見があった。

②データベースの運用方法について、建設ＣＡＬＳの導入の議論も踏まえ、検討するようにとの意見があった。

③カルテやデータベースは、他の機関での取り組みも参考にしながら検討するようにとの意見があった。

④トンネルが長くなると、点検時に自分の立っている位置特定が出来なくなるので、側壁にスパン番号を表示するようにとの意見があった。

以　上